

答 申 書

(答申第 3 7 号)

令 和 8 年 9 月 7 日

福井市情報公開審査会

答 申

(第 37 号)

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第 2 事実の概要

1 審査請求に至る経過について

- (1) 令和 7 年 12 月 23 日、審査請求人は、福井市情報公開条例（平成 8 年福井市条例第 29 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、福井市長に対し、「アリーナ建設計画に係る 30 年間の資金繰表（以前、梅田氏からテレビ画面で説明があったもの）」（公文書開示請求書及び審査請求書に記載のとおり。以下「本件文書」という。）の公文書開示請求を行った。
- (2) 令和 7 年 12 月 26 日、福井市長は条例第 12 条第 2 項の規定に基づき、本件文書に係る公文書開示決定等の期間延長を決定し、同項の規定により、審査請求人あて通知した。
- (3) 令和 8 年 1 月 14 日、福井市長は本件文書について、表の見出し、金額の単位、年数の行を除く部分を不開示部分とする公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 令和 8 年 1 月 30 日、審査請求人は、福井市長に対し、本件処分に関する審査請求を行った。

2 本件文書について

(1) アリーナ建設計画

公文書開示請求書及び審査請求書に記載の「アリーナ建設計画」とは、福井商工会議所、福井県及び福井市により設立された「県都にぎわい創生協議会」において、令和 4 年 10 月に「県都グランドデザイン」が策定され、当該グランドデザインに基づき、令和 7 年 8 月 19 日に福井商工会議所から示された「福井アリーナ（仮称）整備・運営に関する事業計画（案）」のことをいう。以降、当該事業計画（案）を「アリーナ建設計画」と、アリーナ建設計画で整備される予定のアリーナ施設を「福井アリーナ」という。

(2) 30 年間の資金繰表

本件文書である「アリーナ建設計画に係る 30 年間の資金繰表」とは、令和 7 年 9 月 1 日に福井市議会議員 31 名を対象として非公開で開催した「福井ア

アリーナ（仮称）整備・運営に関する事業計画（案）に係る説明会（以下「説明会」という。）の補足資料で、アリーナ整備・所有の計画をしている会社（以下「アリーナ会社」という。）の代表者である梅田氏が口頭説明を行った際に、事業継続を懸念する一部の市議会議員の申し入れによって提示を求められたものであり、当該説明会においてモニターに投影したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和8年1月14日付けで審査請求人に対して行った公文書一部開示決定処分について、これを取り消し、本件文書の全部開示をするとの裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市情報公開審査会（以下「審査会」という。）で行う予定だった口頭による意見の陳述に代えて審査会に提出した書面において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件文書が条例第7条第3号に規定する法人等の事業活動に関する情報に該当し、福井アリーナの整備・運営に関して他類似施設との公正な競争を確保する観点から、整備・所有会社及び運営会社に不利益を与えると認められるため不開示（一部開示）とする処分を行った。

しかし、以下の理由により違法・不当であると考えている。

ア 不開示とすべき法人等の事業活動に関する情報に該当しない

福井市情報公開制度の手引き（以下「手引き」という。）によれば、条例第7条第3号本文の趣旨は、開示することにより法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報を不開示として保護するというものである。そして、「正当な利益を害するおそれ」とは、正当な利益を明らかに害するもので、経理・人事等の情報であって開示することにより事業運営が損なわれると認められるものが例示されている。また、処分前に十分な調査を行う等により客観的に判断するものとするとしている。これらを鑑みるに、本件文書はこれらに該当しないと考える。

イ 「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性が求められている

国の機関に係るに情報公開に関する法律である行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）について、総務省が行う同法

に基づく処分に係る審査基準を定めており、それによれば、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとしており、本件文書はこの基準に合致しているとは考えられない。

ウ 「類似施設との公正な競争を確保する観点から、整備・所有会社及び運営会社に不利益を与えると認められる」との主張は具体性がなく、認められない。

(2) アリーナ建設は総額１５０億円の資金を投入する事業で、うち国の補助金が３０億円、県・市それぞれ１５億円と計６０億円が公費から支出される計画となっている。この建設計画に係る３０年間の資金繰りを示す本件文書が開示されなければ、アリーナ建設の是非を市民が判断できない。市民の判断に資するという利益を考慮すべきである。

第４ 実施機関の説明の要旨

１ 不開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見聴取において述べた説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、第２の２で示すとおり、令和７年９月１日開催の非公開の説明会でモニターに投影した資料で、参加者に配布はしていない。

アリーナ会社は、本件文書を市に提供する際、「高度な経営の根幹に関わる戦略や事業計画、資金計画等に関わる内容で、具体的な金額や時期について明確に示されており、配布や公開をすると内容が独り歩きし、今後の金融機関との交渉をはじめ、資金調達の検討や、営業活動等の支障になる」として、本件文書が配布や公開されないことを条件とし、非公開の場でのモニター投影は容認するとしたものである。

(2) 条例第７条第３号該当性について

条例第７条第３号に規定する法人等の事業活動に関する情報に該当するかの判断については、手引き中〔運用〕の箇所にも本号に該当する情報が例示されており、本件文書に含まれる長期の経営戦略や事業計画、資金計画等の事業活動に関わる内容について、(3) 経理・人事等に関する情報や(4) 信用上不利益を与える情報に含まれていることから、条例に規定する不開示情報にあたるものと判断した。

第5 審査会の判断

1 条例第7条第3号該当性について

本文書は、アリーナ建設計画において福井アリーナの整備・所有を担うアリーナ会社が作成したもので、当該法人の経営の根幹に関わる高度な戦略や事業計画、資金計画等に関する内容が含まれ、具体的な事業実施時期や借入・返済についての時期・金額について明示されている。アリーナ会社は、本文書について、説明会においてモニター投影することを容認する一方、配布や公開しないことを条件として実施機関に提供している。

本文書の情報は、その内容を見れば、開示されれば、事業活動や事業運営において当該法人の正当な利益を害するものと考えられる。アリーナ会社が明確に不開示を前提として本件情報を提供したことも合わせて考えれば、開示されれば、当該法人の正当な利益を害することは明らかと考えられる。

以上のとおり、本件処分における不開示部分については、条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認める。

2 公にしないことを条件に提供された文書の取り扱いについて

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）では、第5条第2号ロで「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を不開示情報と規定している。法第5条第2号は、条例第7条第3号と同様に法人等に関する不開示事項を示す条項であり、情報を提供する法人等の利益を考えれば、条例第7条第3号にも法第5条2号ロと同旨の要請が導かれると解する余地がある。その場合は、本文書は全部不開示とするのが適切であろう。

3 実施機関の主張の変遷について

実施機関は、本件処分に係る不開示理由について、条例第7条第3号に該当することを挙げているが、一部開示決定通知書においては、「福井アリーナの整備・運営に関して、他類似施設との公正な競争を確保する観点から、整備・所有会社及び運営会社に不利益を与えると認められるため」としているが、弁明書においては、「・・・30年間の資金繰表の一部については、保護しなければ、内容が独り歩きし、今後の金融機関との交渉をはじめ、資金調達の検討や営業活動

等の支障になるなど、具体的な不利益を整備・所有会社及び運営会社に与えるものと認められる」としながら、「他類似施設との公正な競争」に関する説明はなく、その主張が変遷していると判断せざるを得ない。

不開示の理由に変遷があると開示請求者の不開示理由の了知や、審査請求など争訟提起に当たっての主張に影響があることから、実施機関の事務処理として望ましくない。とはいえ、変遷後の主張が弁明書でなされ、相手方には反論書の提出の機会があり、一定の対抗手段が確保されていることから、当該変遷については、決定が取り消されるべき違法とまではいえないと判断する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「市民は、この建設計画に係る30年間の資金繰りを示す本件文書が開示されなければ、アリーナ建設の是非を判断できない。市民の判断に資するという利益を考慮すべきである。」旨主張しているので、これについて検討する。

条例は第9条において、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」とし、裁量的開示について規定しているが、この規定は、実施機関が開示する裁量を認めるものであって、公益上特に必要があると認める場合の開示を義務付けるものではない。そうすると、審査請求人のこの部分の主張は本条に規定する実施機関の裁量を求めるものであって、審査請求の対象とはならないと考える。

以上のことから、一部開示決定処分とした本件処分は妥当であると考え。
よって、当審査会は、頭書のごとく結論する。

令和8年9月7日

福井市情報公開審査会

会長 紅 谷 崇 文

【審 査 会 の 経 過】

年月日	審査の経過
令和８年　３月２３日	諮問書受理（実施機関　福井市長）
令和８年　５月１９日	第１回目審査会 （実施機関意見聴取、審査請求人意見陳述（欠席）、審議）
令和８年　９月　７日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏　　名	現　　　　　職	備　　　考
紅　谷　崇　文	弁護士	会長
清　水　泰　幸	福井大学准教授	会長職務代理者
岩　本　好　文	行政経験者	
島　川　由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
吉　田　有　雅	行政書士	